

農業競争力強化支援法に係る支援対象業種の追加について 【省令改正事項】

令和元年 9 月
農 林 水 産 省
生産局 技術普及課

はじめに

- 農業競争力強化支援法（平成29年8月1日施行）第16条第2項において、政府はおおむね五年ごとに、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされ、同法附則により、その最初の検討は、施行後おおむね2年以内に行うこととされているところ。
 - 現在、同法に基づき、肥料、農薬、飼料等業界事業再編や農業機械業界の事業参入の自主的な取組を後押ししており、これまでに計22件の計画を認定。
 - 異業種の事業参入等によるスマート農業技術の低コスト利用の促進や、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化の取組を後押しする観点から、同法の規定に基づき、業界再編及び事業参入の対象業種の追加を検討。
- ⇒ 年度末に省令改正を行う予定。

農業競争力強化支援法の支援対象業種の追加（案）

- 事業再編計画又は事業参入計画を作成し主務大臣の認定を受けることができる事業者の対象に、
- ・ **事業再編計画に農業資材の卸売及び小売事業**
 - ・ **事業参入計画に農業用ソフトウェアの供給に関する事業及び農業機械の利用促進に関する事業**
- を追加。

	事業再編計画	事業参入計画
対象となる者	「事業者」 ※ 個人事業者や営利法人以外の法人も対象となる	
対象事業	事業再編促進対象事業 ＜農業資材＞ 肥料製造事業、農薬製造事業、配合飼料製造事業、 農業資材の卸売及び小売事業 ＜農産物流通等＞ 飲食料品の卸売事業（米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業など）、飲食料品の小売事業、飲食料品の製造事業（小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業など）	事業参入促進対象事業 ＜農業資材＞ 農業用機械製造事業（ 利用促進に関する取組を含む。 ）、 種苗の生産卸売事業、 農業用ソフトウェアの供給に関する事業
支援措置	○ 組織再編、設備投資に対する税制特例 ・ 資本金の増加等に伴い行う登記に対する登録免許税の軽減 ・ 設備投資に係る割増償却の支援範囲の拡充 等 ○ 中小基盤整備機構の債務保証 ○ 日本政策金融公庫の債務保証（スタンドバイクレジット） ○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資 等	○ 中小基盤整備機構の債務保証 ○ 日本政策金融公庫の債務保証（スタンドバイクレジット） ○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資

※ 「酒類製造・小売・卸売業」について、現場ニーズに対応するため、主務大臣に財務大臣を追加。

農業競争力強化支援法に基づく事業再編・参入の対象業種の追加①

【事業参入促進対象事業への「農業用ソフトウェアの供給に関する事業」の追加】

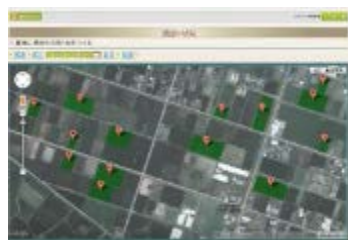
- 現行制度では、農業用機械製造を行わないソフトウェア開発事業者を認定できないが、スマート農業技術である営農管理システム等のソフトウェアの開発の取組みを後押しするため、**「農業用ソフトウェアの供給に関する事業」の事業参入を促進し、スマート農業の推進に一層取り組む必要。**

営農管理システム (農業経営の「見える化」)

- ・ ほ場情報の登録、栽培計画策定、作業実績の記録・分析等をサポート
- ・ パソコン・スマートフォン等から入力可能



- ・ データの見える化により、作業の効率化等による生産コストの低減が可能
- ・ 勘ではなくデータ分析に基づく客観的な経営判断が可能



スマホやタブレット等で、ほ場ごとの

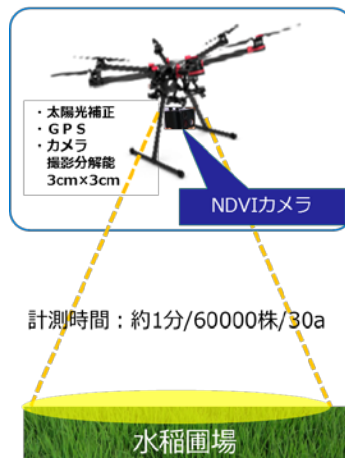
作業実績等を分析し、客観的なデータに基づく経営判断が可能

ほ場の低層リモートセンシングに基づく可変施肥システム

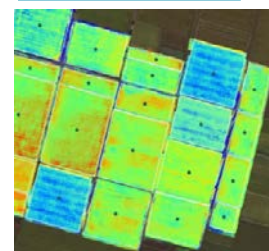
- ・ ドローン搭載カメラによる「ほ場のバラつき」をマップ化
- ・ データに基づく可変施肥設計をもとに、基肥・追肥を実施



- ・ 農機とのデータ連携による省力化
- ・ 必要最小限の施肥で最大収量の実現と品質の向上が可能



(例) 水稻の葉色



薄 濃
不良 ← 生育状況 → 良

遠隔・自動制御 水田ほ場水管理システム

- ・ ほ場水位等のデータをクラウドに送り、使用者がモバイル端末等で給水バルブ・落水口を遠隔・自動で制御
- ・ 気象予測データ等と集約させ、アプリによる水管理



- ・ 水管理労力の軽減
- ・ 気象条件に応じた最適な水管理で減収を抑制



【事業参入促進対象事業への「農業機械の利用促進に関する事業」の追加】

- ロボットトラクターや収穫ロボット等のスマート農業機械は、コストが高く、農業者の導入の際のボトルネックとなっているため、レンタル・リース方式の活用が不可欠。また、機械だけでなく、近年、ドローンを活用した農薬散布やデータを活用した土壌診断等の新しいスマート農業技術の開発が進展している。
- スマート農業機械の安価で効率的な利用促進を図るためには、**「農業機械の利用促進に関する事業」への支援により、スマート農業関連サービスの普及の加速化を図る必要。**

対象事業の具体例

ドローンを活用した農薬散布代行業

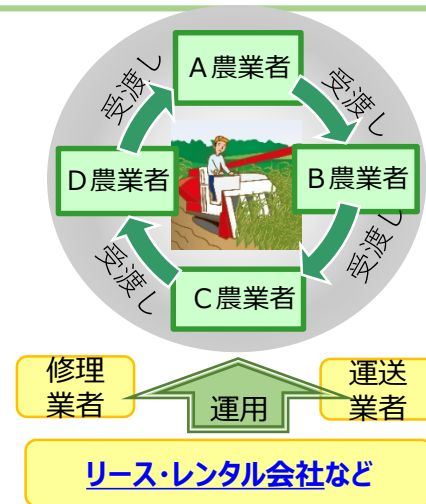
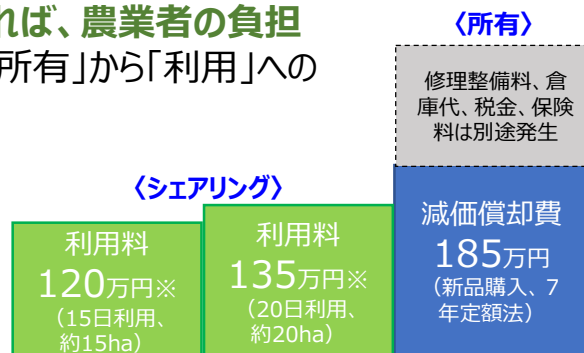
- 農業分野におけるドローンの実装は近年急激に増加。ドローン技術の研究・開発も進められており、今後もドローンの利用分野は拡大する見込み。
- しかし、農業者自身がドローンによる農薬散布・施肥を行おうとする場合、ドローンは通常150～200万円かかることや、事前に航空法に基づく飛行の許可・承認を受ける必要があることが負担となっている。よって、**農業者の代わりに農薬散布・施肥を行う事業者のニーズが高まっている。**



農機のレンタル・リース業（シェアリングサービスの導入）

- 担い手の生産コストのうち大きなウェイトを占める農機については、**複数農業者が広域で農業機械をシェアする仕組みが構築できれば、農業者の負担を軽減し、農機の効率的な利用が可能となるため、「所有」から「利用」への流れを作り出す必要。**
- 例えば、1台の年間刈取面積が小さいケースでは、シェアリースの方がコストを低減できる傾向があるというデータが出ている。

右図：6条刈自脱型コンバイン取得価格1300万円の場合
※修理整備料等は利用料に含む
【出典】農林水産省28年度補助事業結果



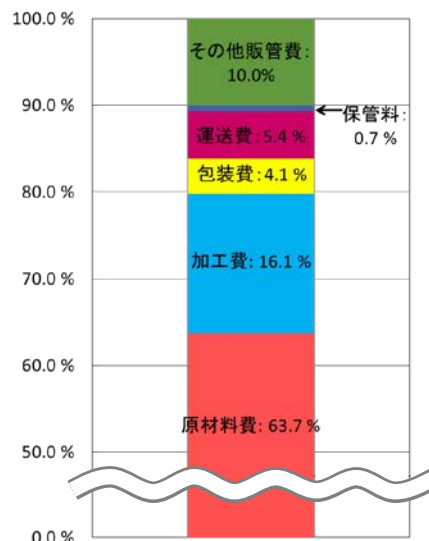
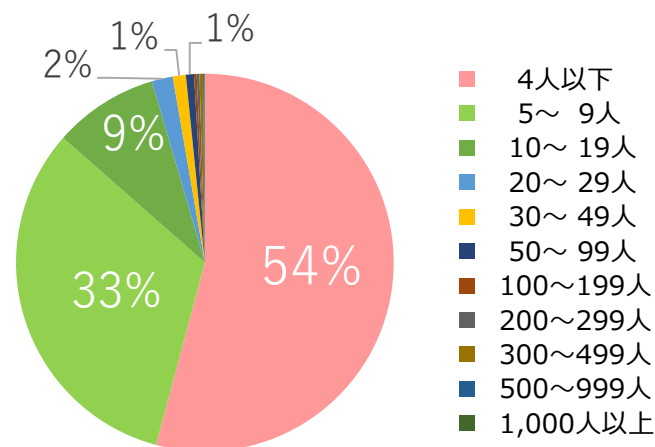
【事業再編促進対象事業への「農業資材の卸売及び小売事業」の追加】

- 農業資材（肥料・農薬・配合飼料・農業機械）の小売・卸売事業者は、単に販売するだけでなく、農業資材の品質や使い方に関する助言、技術指導等の農業者に対するきめ細やかなサービスを行っており、良質な農業資材の安定供給について不可欠な存在となっている。
- 一方で、同業界は、小規模な事業者が大半であり、高コストな流通構造となっている。また、高齢化や後継者不足も顕在化しており、生産性が向上しにくい構造となっていることから、同業界の再編を後押しする必要。

現状・課題

- 肥料・飼料、農業機械等の農業資材の小売・卸売業は、**従業員数が4人以下の企業が約54%、9人以下の企業が約87%**を占めている状況。
- 経営者の**高齢化や後継者不足が顕在化**。
- 閉店するケースも相次いでおり、農業者への安定供給体制の確立が急務。

従業員規模別割合（農耕用品小売業）（図1）



高度化成肥料のコスト構造（図2）

対応策

- 業界の生産性の向上を後押しするため、**事業再編を進め、合理的な資材調達を実現する必要**。
- このため、**事業再編促進対象事業の事業分野に「農業資材の卸売及び小売事業」を追加**。（施行規則の改正）

・図1

※日本標準産業分類（平成25年10月改正）における農耕用品小売業：主として農業用機械器具、苗・種子、肥料・農薬・飼料などを小売する事業者

※平成28年経済センサス（卸売・小売）をもとに農林水産省作成

・図2：経済産業省「平成24年度中小企業支援調査化学肥料製造における実態調査」

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

②バリューチェーンにおける改革の推進

ア) 流通・加工等の改革

- ・ 農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を2019年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。

③スマート農業の推進

2022年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」(令和元年6月7日農林水産業・地域の活力創造本部了承)にも即し、以下の取組を一体的に進める。

イ) 実証・普及

- ・ スマート農業機械・システムの共同利用や作業受委託等の効率利用モデルを提示するとともに、様々な業種の民間事業者のスマート農業分野への参入を促進するための環境を整備する。